

令和7年第12回
笠間市農業委員会総会会議録

令和7年12月25日 開会
令和7年12月25日 閉会

笠間市農業委員会

令和7年笠間市農業委員会第12回定例総会

〔令和7年12月25日〕

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第8 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第10 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第8 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第10 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	深谷	聡君	11番	青木勝照君
2番	寺門	博君	12番	小沼祐君
3番	込山	祐一君	13番	荻津修一郎君

4番	三橋美香君	14番	入江保夫君
5番	高野尚夫君	15番	園部孝男君
6番	鶴田英樹君	16番	鈴木明君
7番	飛田稔君	17番	稲野邊茂生君
8番	大橋正義君	18番	國谷博隆君
9番	高安行男君	19番	永田良夫君
10番	菅谷賢一君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務局主査	田所裕美君

午後1時30分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和7年第12回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、1番深谷 聡委員並びに2番寺門 博委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号99、100について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大橋正義君） 番号99について報告します。

12月18日、調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査をしてきました。

申請理由、申請内容、申請地については、議案書のとおりです。

申請地は、本戸の県道109号稲田友部線、ボディショップ石塚の交差点を左に100メートルぐらい行った田んぼでした。

譲受人の申請事由は、規模拡大です。

譲渡人の申請理由は、耕作管理が難しいため、賃貸借を結んで耕作してもらいたいとのことです。

この田んぼは、3年ぐらい前から耕作しておらず、近くで耕作している譲受人に管理してもらおうことで、水田の維持管理ができるとのことです。

作付作物は、水稻です。

機械、労働力、技術等に問題ございませんので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 17番。

○17番（稲野邊茂生君） 番号100につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月18日、指名調査委員2名と譲受人、譲渡人の代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

場所は、笠間西インターの入口から東へ300メートルぐらい下ったところの北側になります。

譲受人の申請事由は、笠間市空家バンクに登録されている農地付き空き家を購入するものです。

譲渡人は、遠方に住んでいて維持ができないので、空家バンクに登録をしたとのことです。

譲受人の取得後の利用計画につきましては、栗を植えたり野菜を栽培するとのことです。

また、一部、竹林になっている場所については、そのままタケノコを取るために、竹林のままにするとのことでした。

譲受人は、現在つくば市の有機農園に勤めており、利用計画も、そのまま実行されるものと見てまいりました。

関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号101、102について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号101、102について、調査の結果を報告します。

まず、番号101について、調査の結果を報告いたします。

12月22日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。申請人については、電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、北川根郵便局を西に300メートル、南に100メートルほど入ったところにあります。

譲受人の申請事由は、規模拡大であり、所有地に隣接しており、耕作がしやすいためとのことでした。譲渡人の申請理由は、農業を廃業するためとなっております。

取得後の利用計画は、酪農を営んでおり、飼料作物を栽培するとのことでした。

権利関係は、売買による所有権移転です。

耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力等も問題ないと思われそうです。

そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号102について、調査の結果を報告いたします。

12月22日、指名調査委員2名、申請人及び家族立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、岩間第二小学校の信号を北に150メートル、西に涸沼川沿いの道を300メートルほど行ったところにあります。

譲受人の申請事由は、現在、譲渡人に当該農地を借りて栗栽培をしてきたが、譲渡人が今後耕作をしないため、耕作地を譲り受けとのことでした。

権利関係は、売買による所有権移転です。

機械、労働力、技術等も問題ないと思われそうです。

そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議く

ださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号103について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（小沼 祐君） 申請番号103番につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月18日9時より、指名調査委員2名と推進委員1名と申請人立会いの上、調査をしてまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、上安居公民館を北へ80メートル行き左折し、300メートル行き右折し、150メートル行った右側です。

譲受人の事由は、農業経営規模拡大のため、譲り受け耕作することです。

譲渡人の事由は、要望に応じ譲り渡すということです。

権利関係は贈与です。

今後も水稲栽培を続けるそうです。

農業機械も一式そろえております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から許可要件について、補足説明いたします。

番号99から103につきましては、農地法第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定い

たしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号19について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。
14番。

○14番（入江保夫君） 番号19につきまして御報告いたします。

12月19日、指名調査委員全員、申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。

申請地、登記簿地目、面積、申請人等は、議案書に記載のとおりです。

転用目的は、自己住宅進入路及び排水設備とのことです。

本件は、既に進入路、U字溝ができており、始末書が提出されております。

申請地は、国道50号線を水戸方面に進み、大淵の交差点を右折し、最初の信号を左折し30メートル進んだ左側の場所です。

隣接状況は、東、南側は田、西側が道路、北側が宅地になっております。周囲への影響はないと判断しました。

また、関係書類も完備されており、許可相当と思われます。御審議をお願いします。
以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号19につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 第4条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定し

ました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号132から135について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。
14番。

○14番（入江保夫君） 申請番号132、133、134、135の4件について、現地調査結果を報告いたします。

最初に、番号132です。

申請地及び登記簿地目、面積、譲渡人、譲受人は、議案書記載のとおりです。

12月19日、指名調査委員全員と申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。

権利関係は、有償による所有権の移転です。

申請理由は、譲受人が太陽光発電施設用地を探していたところ、今回の申請地の場所が最適などころであるため譲り受けることとしたとのことです。

譲渡人は、譲受人の要望に応じるとのことです。

申請地は、茨城県立笠間高校のグラウンドの西側です。

現況は休耕地で、隣接状況としましては、東側が川堤、西側が道路、南、北側が田です。隣接地への影響はないと判断しました。

関係書類も完備されております。

引き続き、番号133について調査結果を報告いたします。

申請地及び登記簿地目、面積、譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。

12月19日、指名調査委員全員と申請代理人立会いの下、現地確認をしてきました。

権利関係は、有償による所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人が太陽光発電施設用地を探していたところ、今回の申請地が最適などころであることから譲り受けることとしたとのことです。

譲渡人は、譲受人の要望に応じるとのことです。

申請地は、番号132の西側のところでは、

現況は休耕地、隣接状況は、東側が用水路、南、西側が宅地、北側が用水路になっております。隣接地への影響もないと判断しました。

関係書類も完備されております。

次に、番号134につきまして御報告いたします。

申請場所、登記簿地目、面積、譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。

12月19日、指名調査委員全員と申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。

権利関係は、有償による所有権の移転です。

申請理由は、譲受人が太陽光発電施設用地を探していたところ、今回の申請地が太陽光発電に最適なところであることから譲り受けることとしたとのことです。

譲渡人は、譲受人の要望に応じるとのことです。

現地場所は、番号133から北側のところ です。

現況は休耕地で、隣接状況は、東、南側が用水路、西、北側が田となっております。現況、隣接地への影響はないと判断しました。

なお、番号132から134については、取水計画、雑排水の計画はありません。雨水については、敷地内の自然浸透ということです。

最後に、番号135について御報告します。

申請地及び登記簿地目、面積、譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。

12月19日、指名調査員全員、申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。

権利関係は、贈与による所有権の移転であり、申請理由は、親族の住宅の建築です。

申請地は、先ほど農地法第4条で報告した番号19の東側です。

現況は休耕地で、隣接状況は、南、東、北側が田、西側が道路です。取水は市水道の本管より取水で、汚水、雑排水は合併浄化槽処置後にの道路側溝に放流。雨水は自然浸透です。隣接地への影響はないと判断しました。

関係書類も完備されております。

以上4件について、現地結果を報告いたします。全て許可相当と思われま す。御審議をお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号136、137について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大橋正義君） 番号136、137について報告します。隣接している ので、まとめて報告させていただきます。

12月18日、調査委員2名、申請代理人立会いの下、現地を調査してきま した。

申請理由、申請内容、申請場所は、議案書のとおりです。

申請地は、国道355号線来栖地内のパチンコ東大を右に曲がった泰榮電器さ んの来栖工場の近くでした。

譲受人の申請理由は、耕作していない農地に太陽光発電を設置したい。

譲渡人の申請理由は、会社員のため耕作が困難で、今後も耕作する予定が ないため、譲受人の要望を受け、農地を売りたいとのこと です。

番号136の農地については、東側が畑、西側が放棄された畑、南側が道路、 北側が果樹と耕作放棄した畑でした。

番号137の農地は、東側が畑、西側が畑、南側が道路、北側が畑でした。

両方の申請ともに、境界から1メートルセットバックしてフェンスを設置するとのこと
です。周辺農地の影響は、特にないと思われます。あと、周りの農地の地主へは説明済み
のとのこととす。

太陽光発電のため、雨水は敷地内浸透処理を行います。雑草管理は、除草剤を使用する
とこのこととす。

周辺については、ほとんど耕作放棄地か太陽光パネルが設置されている場所でした。

書類も完備されており、致し方ないのかなと思います。御審議お願います。

以上とす。

○議長（永田良夫君） 御苦勞さまでした。

番号138、139について、議席番号1番、5番委員より調査報告お願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号138、139について、調査の結果を報告いたします。

まず、番号138から報告いたします。

12月22日、午前9時10分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査し
てまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりとす。

申請地は、笠間市立友部中学校より南へ350メートル行つた左側にありました。

申請地の権利関係は、売買による所有権の移転とす。

譲受人の申請事由は、笠間市内に建売住宅用の土地を探していたところ、宅地として販
売予定している土地があり、譲り受けることになりました。

譲渡人の申請事由は、譲受人の要望に応じるということとす。

隣接状況は、東側、畑、西側、市道、南側、北側が宅地とす。取水計画は、市の公共上
水道より取水。排水計画は、汚水、雑排水は公共下水道へ、雨水は敷地内浸透処理とす。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいま
すようお願いいたします。

続いて、番号139について、調査の結果を報告いたします。

12月22日、午前8時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査し
てきました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりとす。

申請地は、笠間市立友部第二小学校のグラウンドの南側の10メートルぐらい先のところ
にありました。

申請地の権利関係は、売買による所有権の移転とす。

譲受人の申請事由は、現在アパートで暮らしてありますが、将来の生活設計のため自己
住宅を建築するということとす。

譲渡人の申請事由は、要望に応じ譲渡するという事です。

隣接状況は、東側、南側が宅地、西側が畑、北側が道路です。取水計画は市の上水道、排水計画は、汚水、雑排水は公共下水道へ、雨水は敷地内浸透処理です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいませようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号140、141について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。
13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号140につきまして、調査の結果を報告します。

12月22日、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地は、国道355号線沿い、セレモニーホール諏訪から東へ200メートル入ったところ
にありました。

譲受人の事由は、地主より本件土地を処分したいという声を頂き、当社が買い取り、太陽光の開発を進めるという話で合意したためです。

譲渡人事由は、耕作を続けることが困難なため、今回、太陽光の開発を目的とし、土地
を買い取っていただける話を受けたためです。

契約内容は売買であり、資金調達面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響は、東は道路、西、南、北側は耕作地であり、日照、通風、耕作等への
影響はないものと見てまいりました。取水・排水計画はなし、雨水は自然浸透処理です。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいませよう
お願いいたします。

続きまして、番号141につきまして、調査の結果を報告します。

12月22日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書のとおりです。

申請地については、笠間市南小泉、JR常磐線大古山踏切から北西に300メートルぐら
いのところにありました。

譲受人の事由は、結婚し、アパートでは手狭になり、自己用住宅を建築して両親と同居
したいとのことでした。

譲渡人の事由は、譲受人の申出を受けるということです。

契約の内容は贈与であり、資金調達面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響は、東、南、北側は畑、西は道路であり、日照、通風、耕作等への影響
はないものと見てまいりました。

排水計画は、取水は市上水道の引込み、排水は合併浄化槽からの側溝への放流となりま
す。雨水は敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号142、143について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅谷賢一君） 番号142と番号143は関連がありますので、併せて調査結果を報告いたします。

12月22日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

まず、番号142ですが、申請地は、国道355号線バイパスを石岡方面に向かい、市野谷北の十字路を左折し、300メートルぐらい行った先の小島十字路左側の土地です。

譲受人の申請理由は、太陽光発電施設の建設です。

譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

取水・汚水の計画はなく、雨水は敷地内自然浸透です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。

防草対策は、年2回を基準に実施するとのことです。

計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

権利関係は、売買に間違いございません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号143ですが、申請地は、番号142の北東側に隣接している土地です。

譲受人の申請理由は、太陽光発電施設の建設です。

譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

取水・汚水の計画はなく、雨水は敷地内自然浸透です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はございません。

防草対策は、年2回を基準に実施するとのことです。

計画面積は、必要最小限の面積と考えられます。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号144について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（小沼 祐君） 番号144につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月18日9時30分より、指名調査委員2名と、代理人が来られないということで、電話にて現地を調査してまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355線バイパス、信頼の森の交差点を東へ150メートル行き、J A茨城のガソリンスタンドを左折し、20メートルの左側のところ です。

譲受人の申請事由は、農地を譲り受け、事業拡大のため太陽光発電事業地として利用するとのことです。

譲渡人の申請事由は、耕作の継続が困難なため、譲受人の要望に応じ譲ることにしましたとのことです。権利関係は売買です。

隣接状況は、東側、道路、西側、畑、南側、宅地、北側、畑。取水計画はなし。排水計画は雑排水なし。雨水は敷地内自然浸透処理です。

隣接地への日照、通風、耕作への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号135、141につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の15、16及び17について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。
16番。

○16番（鈴木 明君） 番号15、16、17と続けて報告させていただきます。

まず、番号15について、調査結果を報告いたします。

12月20日に指名調査委員2名、代理人及び申請人立会いの上、調査を行いました。

申請人、申請地については、議案書のとおりです。

申請地は、笠間市片庭のゴルフ練習場の北西側にある市道の右側の崖下にあります。

現在の利用状況は、20年以上耕作放棄地であり、長年にわたり樹木が自生しており、農地として利用されておられません。現在も山林のような状態で、農作物の栽培とか耕作の形跡は見られません。

非農地となった時期及び証明等をする理由として、20年以上前から農地としての利用実態もなく、周辺一帯が山林化しているためです。

その他、航空写真の添付書類などもありますが、現地で土地の境界確認ができませんでしたので、申請人及び代理人には、審議はできないということでお伝えをいたしました。

続いて、番号16について、調査結果を報告いたします。

12月20日、指名調査委員2名及び代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地については、議案書のとおりです。

先ほど報告した番号15と同じように、道路から20メートルほど下、西側の崖下にあります。

この場所も、地目は水田でありますけれども、現在、利用状況は長年にわたり樹木などが自生しており、農地としての利用は行われておらず、現在も山林の状態で、農作物の栽培や耕作の形跡は見られません。

非農地となった時期及び証明を必要とする理由として、20年以上前からの非農地としての利用実態がなく、周辺一帯が山林化しているためとのことです。その他、添付書類については現況の写真などがありましたが、番号15と同じように、土地の境界確認ができませんでした。

ということで、番号16も審議できないということで、申請人及び代理人にも伝えました。

続いて、番号17について、調査結果を報告いたします。

12月20日に、指名調査委員2名と申請人及び代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地につきましては、議案書のとおりでございます。

申請地は、笠間市片庭にあるゴルフ練習場の北側100メートルほど先の山林の中にあり

ました。

現在の利用状況は、長年にわたり樹木が自生しており、農地としての利用は行われていなく、現在も山林の状態、農作物の栽培や耕作の形跡は見られませんでした。

また、土地の境界については、1時間ほど時間がかかりましたが見てまいりました。

添付書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の18について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号18について、調査の結果を報告いたします。

12月22日、午前8時45分より、指名調査委員2名と申請人立会いの上、申請地を調査してきました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町の大沢保育園のすぐ隣にありました。申請地は、25年前からゴルフのアプローチ練習場として使用しており、雑種地、非農地であることを確認してきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時04分休憩

午後2時08分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

直ちにお諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願について、番号15、16については証明不可とすることに、番号15、16を除く2件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） よって、議案第4号は、番号15、16については証明不可、15、16を除く2件については、原案のとおり決定いたしました。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局次長（島田 耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページから18ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が21件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が6件、賃貸借権の設定が14件となります。合計53筆、8万4,816平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書9ページから18ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 議案第5号（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第5号（一括契約）の番号163について審議いたします。

審議が終了するまでの間、17番稲野邊茂生委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号（一括契約）の番号163について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（一括契約）の番号163は、原案のとおり決定しました。

それでは、17番稲野邊茂生委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再開

- 議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
次に、議案第5号（一括契約）の番号164について審議いたします。
審議が終了するまでの間、5番高野尚夫委員、退場をお願いします。
暫時休憩といたします。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

- 議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
お諮りいたします。
ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。
議案第5号（一括契約）の番号164について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（一括契約）の番号164は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、5番高野尚夫委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

- 議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。
次に、ただいま分離して審議した議案第5号（一括契約）の2件を除く19件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第5号（一括契約）の2件を除く19件について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（一括契約）の2件を除く19件について、原案のとおり決定しました。

報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第8、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について。

番号15について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。

14番。

○14番（入江保夫君） 番号15について、現地確認した結果を御報告いたします。

申請地、登記簿地目、面積、譲渡人、譲受人は、議案書のとおりです。

12月19日に、指名調査委員全員と申請人立会いの下、現地確認を行いました。

権利関係は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、道路改良事業に伴い、重機及び資材の置場として活用することです。

使用期間は、2025年12月1日から2026年2月28日までの予定です。

現地確認をした結果、既に申請地には重機及び資材があり、申請者より、経緯及び謝罪の文書が提出されております。

資材置場として、今使っているのですけれども、周囲への影響は、特段問題はないと確認をしてきました。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号16、17について、議席番号4番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○15番（園部孝男君） 番号16について、調査結果を報告いたします。

12月19日、指名調査委員2名と笠間市建設課職員2名で現地調査を行ってきました。

申請地につきましては、国道355号線、仲町十字路から西へ500メートル、さらに左折して200メートル南へ行ったところです。

近隣住民からの要望を受けて道路を拡幅するというので、既に着工されておりました。5メートル道路で、片側U字溝がつくという道路です。盛土、切土も一部あります。

先に着工しておりましたので、経緯説明書がついているのですけれども、中身は、工期の都合上、早期に着工しなければならないとか書いてありました。本来、制限除外であっても農地を取得する場合、市の公共事業であっても、用地買収とか工事着工の前に届出をするのが当たり前であって、それを後から出してきたのに、工期の都合上などという経緯説明書で、これはちょっと納得できないですね。公共事業なので止めるつもりは全くないのでけれども、あくまでも建設課の事務上の問題によるものですが。

一応さかのぼって見られる範囲、経緯を全部見たのですけれども、同じようなことを何回もやっているのですよ。行政委員会としての農業委員会の立場をあまりにも軽視してい

るというか、ないがしろにしているという感じがします。

これは、あくまでも行政委員会として会長名で申し入れるべきことであると思います。建設課のチェックリストの中に、計画ができて、測量して面積が決まる、その次に買収に入るのですけれども、その前に制限除外の届出をするのが当たり前であって。

番号16については、分筆測量が令和5年に行われているのですけれども。それで登記が7年の3月に登記してある。だから、十分期間はあるわけです。それなのに工期の都合という理由で着工してから提出してきたということが納得いかない。

さっき言った番号15のような一部転用ならいいのですよ。工事が始まって、どうしても必要だから制限除外するというのなら後からでもまだ納得するのですけれども、これはもう令和5年のころから動いている事業なのに、今さら制限除外、どういうことだと言いたくなるわけです。

申請の内容そのものは、地元の要望で問題はないと思いますけれども、行政上の手続、ましてや行政でやっているのだから、正確にやるのが当たり前なのに、ちょっとふざけているなということは、農業委員会としても、これ議事録に載せておかないと、認めているのか。後から、どんなことでもいいから、後から出せばいいんだというのを認めているような形になってしまうので。今言ったのを要約しても構わないですけれども、議事録にだけはしっかり載せて、建設課のほうには、きちんと指導すべきだと思います。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時21分休憩

午後2時25分再開

○議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。

○15番（園部孝男君） それでは、続きまして、番号17について報告いたします。

12月19日、指名調査委員2名と建設課職員2名で現地調査を行ってきました。

申請地につきましては、国道355から県道南指原岩間停車場線を西に3キロメートル行った南側の道路です。

やはり近隣住民からの要望を受けて、道路拡幅工事、5メートル道路ということになってございます。一部、盛土がございまして。あと、県道と市道の境にはボックスカルバートを設けるということでした。最終的にはアスファルト舗装ということになります。

本件も令和5年には登記が動いていますので、議案書にはないのですが、これだと経緯説明書をつけてほしいです。前の案件と同じことです。

工事につきましては、3月6日までということで、周辺の農地について影響はないと見てまいりました。

以上から、農地法施行規則第53条第6項に該当すると判断しますので、御報告いたします。

ただ、これも手続きとしての内容は同じで、きちんとした手続きを踏まないままで着手してしまった工事が連続で続いたので、ちょっとカチンときたと、そういうことです。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

議案書につきましても、21ページになります。

番号66は、売買のため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果の報告について、御報告いたします。

議案書につきましても、22ページになります。

番号6は、租税債権管理機構から令和7年11月13日付で、農地の現況等について照会がありました。

調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和7年11月28日金曜日、午後3時50分から、御覧の調査委員と事務局で調査をいたしました。

場所は、1か所目につきましても、主要地方道水戸岩間線の小澤栗園の角の十字路を東方向へ約90メートル進んだ左側にありました。

2か所目については、1か所目から東へ約80メートル進んだ右側にありました。

3か所目の2筆については、2か所目から、中里ライスセンター方向へ約320メートル進み、十字路を右折し、約130メートル進んだ先の左側にありました。

4か所目の3筆については、国道355号線岩間バイパスにあるクスリのアオキ土師店の十字路から南へ約400メートル進んだ十字路を左折し、約190メートル進んだ左側に隣接してありました。

5か所目については、国道355号線岩間バイパスにあるクスリのアオキ土師店の十字路から北へ約230メートル進んだ右側にありました。

現地の状況ですが、一部山林の様相を呈している農地はありましたが、農地であったことから、茨城租税債権管理機構へは、12月5日付で農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

以上で、提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第12回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時29分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

1 番 委 員

2 番 委 員